

## 秋田市移住定住無料職業紹介業務運営要領

〔平成29年11月30日  
企画財政部長決裁〕

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市（以下「本市」という。）への移住希望者の雇用機会の拡大を図ることにより本市への移住・定住を促進することを目的として職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき本市が行う無料職業紹介業務（以下「職業紹介業務」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものである。

(職業紹介所名および設置場所)

第2条 前条の無料職業紹介業務を実施する職業紹介所名と設置場所は、次の表のとおりとする。

職業紹介所名	設置場所
秋田市移住定住無料職業紹介所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市企画財政部企画調整課移住促進担当内
秋田市移住定住無料職業紹介所 (東京窓口)	東京都千代田区平川町二丁目4番1号 日本都市センター会館11階秋田市東京事務所 秋田市移住相談センター内

2 前項の職業紹介所の開所日および開所時間は、設置された課又はセンターに準ずる。

(求職者)

第3条 職業紹介業務の対象者（以下「求職者」という。）は、本市への移住希望者とする。

2 求職者に紹介する求人の取扱職種は全ての職種とし、求人者は秋田市内の事業者とする。

(求人)

第4条 求人者の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場  
合を除き、全て受理しなければならない。

(1) 申込みの内容が法令に違反するとき。

(2) 申込みの内容である賃金、労働時間その他の雇用条件が、通常の雇  
用条件と比べて著しく不相当であると認めるとき。

(3) 求人者が雇用条件等を明示しないとき。

(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第11条  
によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に  
該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込み者等であ  
ることを条件とした求人

2 求人者の申込みは、求人者又はその代理人が来庁し、所定の求人票によ  
り行う。ただし、来庁できないときは、郵便、ファクシミリ又は電子  
メールによる申込みでも差し支えない。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を  
あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示しなければならない。

（求職）

第5条 求職者から秋田市移住・就職希望者登録カードで求職の申込みが  
あったときは、その内容が法令に違反する場合を除き、全て受理しなけ  
ればならない。

2 求職の申込みは、求職者が来庁し、所定の登録カードにより行う。た  
だし、来庁できないときは、郵便、ファクシミリ又は電子メールによる  
申込みでも差し支えない。

（就労の機会の提供）

第6条 求職者に対する就労の機会の提供に際しては、法第2条に規定さ  
れる職業選択の自由の趣旨を踏まえ、法第5条の7の規定に基づき、求  
職者の能力に適合する就労の機会の提供に努め、求人者に対しては、そ  
の雇用条件に適合する求職者を紹介するよう努めるものとする。

2 求職者に対しては、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間  
その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は求職者が希望する場合に

は電子メールにより明示しなければならない。

3 求職者を求人者に紹介するときは、求職者に対して紹介状を発行するものとする。

4 求職者は、前項の紹介状を持参のうえ、求人者を訪問するものとする。

5 同盟罷業（ストライキ）又は作業所閉鎖（ロックアウト）の行われている事業所に対しては、求職者を紹介しないものとする。

（苦情処理）

第7条 職業紹介業務に関する苦情を受けたときは、これに適切かつ迅速に対応しなければならない。

（個人情報 の 適正 な 取扱い）

第8条 求職者又は求人者から知り得た個人情報は、法第5条の4および第51条の2の規定、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の規定ならびに別に定める秋田市無料職業紹介業務個人情報適正管理要領の規定に基づき、適正に取り扱わなければならない。

（報告）

第9条 求職者および求人者は、雇用関係が成立したときは、本市に対してその旨の報告を行うものとする。

（雇用機会 の 均等待遇）

第10条 求職者および求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いをしてはならない。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか、必定な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。